

【横浜市（神奈川県）】

1 地域の状況

- 昭和53年に設置された「横浜市幼児教育調査研究協議会」の20回にわたる検討会とその報告書を踏まえ、昭和58年6月1日、幼児教育に関する総合的な研究研修機関として「横浜市幼児教育センター」が設立される。
- 25年にわたる幼・保・小連携の蓄積があり、平成17年の調査結果によると、横浜市の幼・保・小連携の連携実施率は93.5%である。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1現在

幼稚園数：292（公立：0 私立：292）
保育所数：402（公立：106 私立：296）
小学校数：356（公立：346 私立：10）
（参考）
認定こども園数：5（全て私立の幼保連携型）

2 取組のねらい

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の保育・教育の充実を目指し、交流・研究・研修事業を実施している。

3 実践の展開

（1）連携概要

- 横浜市では、「かがやけ横浜こどもプラン」の実現に向けて、局再編を行い平成18年度より、こどもにかかわる施策を「こども青少年局」が管轄することとした。それまで管轄してきた教育委員会と連携しつつ、幼稚園はこども青少年局子育て支援部幼児教育課、保育所は同部保育運営課が管轄している。横浜市の幼稚園はすべて私立幼稚園であり、横浜市幼稚園協会の協力のもと幼・保・小連携を進めている。
- 関係機関の協力のもと、私立幼稚園、公立・私立保育所と小学校が連携協力しつつ幼・保・小連携に取り組んでいる。
- 横浜市では幼・保・小教育交流事業などの各種事業を実施し、これらの事業を中心に幼・保・小連携の推進に取り組んでいる。

【概要】

	市	施設
子ども同士の交流活動	○全区を対象として横浜市が実施する「幼・保・小教育交流事業」の中で実施している。	○「幼・保・小教育交流事業」を受け、各区ごとに地域の実態に応じた取組を実施している。
教職員の交流	○教職員の相互理解を深めるため、幼保小教育連携研修会などを行っている。 ○その他、全区を対象として横浜市が実施する「幼・保・小教育交流事業」の中で実施している。	○「幼・保・小教育交流事業」を受け、各区ごとに地域の実態に応じた取組を実施している。
課程編成・指導方法の工夫	○幼児教育研究事例集の作成や幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を通じて、円滑な接続のための指導方法の工夫等を促進している。	○横浜市の取組を活用しながら、園や学校の実態に応じた指導方法の工夫をしている。
幼児教育推進協議会の設置	○幼稚園、保育所、小学校の関係者、学識経験者等からなる「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を実施している。	○小学校区等で連絡組織を設置している例がある。
その他	○研究及び交流事業として「幼・保・小連携推進地区事業」を実施している。	

（2）子ども同士の交流活動

- 全区（18区）を対象とした「幼・保・小教育交流事業」（事業内容については、（5）

その他参照）の中で、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。

< A区（幼稚園15 保育所19 小学校17）の例 >

<ねらい>

- 幼・保・小の交流を図り、異年齢のふれあいを通して、子ども自らが教え合い、導き合いながら、楽しい時間を共有する場を設定することで、互いを大切にしながら自ら活動を創り出していく子を育てる。
- 幼・保・小の教育のねらいや活動についての相互理解を深めることにより、幼児教育と小学校教育との円滑な接続と、園児や児童の学びの連続性を図り、よりよい成長を促すような教育活動を創造する。

<方法>

- ①区内を6ブロックに分け、近隣の幼・保・小で連絡し、交流を実施する。
- ②ブロックテーマを設定し、各園・学校の1年間の活動計画を交換しあいながらブロックテーマに基づいて活動計画を立てる。
- ③各施設ごとに担当を決め、担当者同士が交流・連携の計画を立てる。小学校は低学年の教師が担当することが多く、毎年担当者が変わり1からのスタートになるという反省も踏まえ、担当者を教務主任が統括し、学校教育全体の中に位置づけ交流・連携を進めている所もある。

<内容>

- 幼稚園・保育所から「園での子どもの様子や年長児ならではの成長、小学校で望む姿、保護者の願い、小学校へ向けての取組等」、小学校からは、「今年度入学した児童の様子や今望む姿、交流の必要性とその在り方等」を主要なテーマとして様々な情報交換を行い、これらをもとに近隣の幼稚園・保育所と小学校が交流を行っている。

<配慮事項>

- 交流を進めるにあたっては、園だよりや学校だよりの交換やお互いの参観日に訪問するなど日常からの信頼関係を築いておくようにしている。
- 園児と児童の交流にあたっては、互惠性のある交流となるよう、お互いに交流のねらいを明確にして、手だてや環境構成などの配慮を共有化して取り組んでいる。（例えば、年間を通して交流のペアを固定し、名前で呼び合う人間関係をつくっている所もある。）
- 子どもたちの様子や取組などについて情報を交換することで、より充実した交流へつなげられるようにしている。

- 子ども同士の交流活動では互惠性のある交流であることが重要であり、そのためには「お互いにとって成長につながる交流・お互いにとって教育的意味がある交流・互いの名前を呼び合える交流」という3つの視点を実践報告会や合同研修会を通じて周知して活動の充実を図っている。

（3）教職員の交流

- 幼・保・小教育連携研修会及び幼・保・小教育交流事業などを通して教職員の相互理解を深める

【幼・保・小教育連携研修会】

幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施している。

1) 対象

幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員

2) 主催者等

横浜市幼稚園協会、横浜市私立保育園園長会、横浜市立小学校長会、横浜市小学校教育研究会、横浜市立特別支援学校長会、保育所を管轄するこども青少年局

保育運営課の協力のもと、幼稚園を管轄するこども青少年局子育て支援部幼児教育課と小学校を所管する横浜市教育委員会小中学校教育課が主催している。

3) 実施内容

講演会、実践報告からなる全体会（1日目）と幼・保・小連携の協議を行う分科会（2日目）の2日間実施している。

①全体会（1日目）

・実践発表

横浜市が実施する「幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園」（事業内容については、(5)その他参照）の指定地域のうち2年目の地域が発表する。

・学識経験者等による講演会

②分科会（2日目）

健康部会、人間関係部会、環境部会、言葉部会、表現部会、特別支援教育部会の6分科会に分かれ、幼稚園、保育所、小学校からの実践提案をもとに協議する。

<平成20年度の分科会テーマ>

全体：幼・保・小の教育連携を通して、主体的な子どもの育ちを支援する。
 健康部会：様々な活動の中で自ら健康で安全な生活をつくり出す心と体を育てる。
 人間関係部会：一人ひとりを生かした集団生活を通して、他の人々と親しむ心や豊かな人間関係を育てる。
 環境部会：身近な自然や社会との具体的な触れ合いを通して、豊かな心や自立への基礎を育てる。
 言葉部会：経験したことや考えたことなどを自分なりに言葉で表現することを通して、言葉の発達を促すとともに、豊かな心を育てる。
 表現部会：感じたことや考えたことなどを自分なりに表現することを通して、様々な表現を楽しむ心や豊かな創造性を育てる。
 特別支援教育部会：集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促すとともに、社会性や豊かな心を育てる。

4) 参加者

全体会は約1,100名。分科会は、約700名。延べ1,800名の教師・保育士が参加した。

5) 配慮事項

参加者へのアンケートを実施し、研修の振り返りと次年度の課題を明らかにしている。

【幼・保・小教育交流事業】

全区（18区）を対象とした「幼・保・小教育交流事業」（事業内容については、(5)その他参照）の中で、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。

＜B区（幼稚園14 保育所24 小学校23）の例＞

①園長・校長交流会

B区内の全校長・園長が一堂に会して、教育交流事業の意義を共有し、本年度の事業について概要の共通理解と情報交換を行っている。

②合同研究会

各校・園の幼・保・小の担当者がブロックに分かれて、幼児教育から小学校教育への円滑な適応のために研究テーマを設定して研究活動を実施している。まとめの段階で、区内各校・園の教職員や保護者を対象に報告会（シンポジウム）を実施し、各ブロックから今年度の活動について報告するとともに、統一テーマのもとに各校・園が抱えている身近な課題について論議する。（幼児教育課からも出席し、取組について助言を行っている。）

＜平成19年度＞

- ・区内統一テーマ「配慮を必要とする子への連続的支援を目指して」

- ・各ブロック研究・研修課題

- ・第1ブロック「支援体制のあり方と保護者との関わり方」

（幼稚園4：保育所5：小学校3）

- ・第2ブロック「園生活と学校生活」

（幼稚園3：保育所4：小学校5）

- ・第3ブロック「深まりのある交流と実践」

（幼稚園4：保育所6：小学校4）

- ・第4ブロック「課題と解決に向けて」

（幼稚園2：保育所4：小学校4）

- ・第5ブロック「支援と問題点」

（幼稚園3：保育所5：小学校7）

③拡大合同研修会（合同研究の一環として）

ブロックごとに幼稚園・保育所・小学校が交替で保育や授業を公開したり、素材を提供したりして、幼児教育と小学校教育について相互理解を深め、情報の交流を実施している。担当者の他、校長・園長・保護者にも保育や授業を積極的に公開している。

④全体研修会

幼・保・小に共通する「子育てに関する課題」に光を当てて、区内各校・園の教職員や保護者を対象に研修会を実施している。各区でテーマを設定し、実行委員会から講師を依頼する。

（４）課程編成・指導方法の工夫

幼児教育研究事例集の作成及び幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を通じて、円滑な接続のための指導方法の工夫等を促進している。

【幼児教育研究事例集の作成】

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園、小学校の教師及び保育所の保育士で実践した内容を取り上げ、子どもの育ちの連続性の観点から合同で研究し、幼児教育研究事例集を作成し、保育・教育に反映する。作成した事例集は、横浜市内の幼・保・小・中・高・特別支援学校・関係機関等に配布している。

＜取組事例＞

- ・平成16年度 幼・保・小連携～「豊かな体験と心の健康」編

- ・平成17年度 幼・保・小連携～「主体性と問題解決」編

- ・平成18年度 幼・保・小・高連携～「異年齢交流を通してのかかわり合いを求めて」編

- ・平成19年度 「明日へつなごう 子どもの育ち～子どもの好奇心を育てる体験活動を求めて～」編

- ・平成20年度 「子どもの育ちと学びをつなぐ～『人間関係』づくりを通して～」

改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領を共同で確認しながら、保育士・教師が所属する幼・保・小を超えて、そこで行われている保育・教育理念を就学前教育と小学校教育の接続の観点から、健やかな子どもの

成長を共同で研究し、実践に活かすために作成する。

今年度は「人間関係」に焦点をあて、0歳児から小学校3年生の子どもたちが、周りの人たちとどのようにかかわりながら成長していったかを事例として掲載する。

【幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会】

幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教師や保育士を対象に、子どもの育ちと学びの連続性を確保することを目的に、幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を実施している。この事業は当初、小学校教師を対象に実施していたが、平成19年度より、保育所・幼稚園にも広げ、円滑な接続について保育士・教師の双方で考えていく場としている。

<平成20年度の例>

シンポジウム	「小学校への確かなステップづくりをめざして」
講演会	「幼児教育と小学校教育をつなぐために～接続期を考える～」
基調提案	「スタートカリキュラムを考える」（生活科実践提案）
指導助言	「子どもの遊び・学びをつなぐ教師の協働」

（5）その他

幼児教育推進協議会や実践研究事業等を通じて幼・保・小連携の推進を図っている。

①幼児教育推進協議会

「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を年2回実施している。

1) 組織

委員15人以内をもって組織している。

○幼児教育機関代表者

- ・横浜市幼稚園協会会長、副会長、研修部長
- ・横浜市私立保育園園長会会長、横浜市社会福祉協議会保育福祉部会長
- ・横浜市公立保育園長代表

○学校教育機関代表者

- ・横浜市立小学校長会長、横浜市立小学校長会、幼・保・小・中教育連携研究部長
- ・横浜市立中学校長会代表、横浜市立高等学校長会副会長

○学識経験者

- ・大学関係者（会長・副会長）、療育センター長

○その他こども青少年局長が必要と認める者

2) 内容

- ・幼児教育と小学校以降の教育に関すること
- ・幼児教育と小学校以降の教育連携に関すること
- ・幼児教育と小学校以降の教育に関わる課題に関すること

について協議する。

②事業実施

【幼・保・小教育交流事業】（研修事業）

行政区を単位とした18区すべての地区において、教職員の相互理解を深めるとともに幼児教育と小学校以降の教育の連携と充実を図るための交流事業を実施している。各区における事業実施に当たり、横浜市から次の内容を示している。

事業	内容
実行委員会	すべての区で毎年設置し、年４回程度会議を開催し次の内容に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画立案（役員決定、年間事業計画及び予算の策定） ・研修会等の計画とブロック別交流会の進め方の検討 ・事業の反省とまとめ、次年度への引継ぎ
園長・校長会	総会としての役割
保育参観 授業参観	小学校の授業参観、保育所や幼稚園の保育参観、懇談会を各ブロックごとに実施
研修会 講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック研修会 ・健やか子育てに関する講演会、交流会、研修会等 ・全体研修会（区のテーマに沿った研修会） 例：支援を要する子への手だてについて専門家を招いての学習会 授業提案をしてその後、お互いのカリキュラムの接続を考える ※ブロック別研修会の活動報告と年間のまとめ ※実践報告会、講演会、シンポジウム、協議会等を実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の行事への参加 ・作品交流、家庭や地域への啓発、年間行事計画等の交歓 ・就学児への適切な支援等の情報交換 ・保護者の理解を得るための共同シンポジウム ・教職員の交流 ・園児、児童の交流 ・近隣の中学校、高等学校等との交流 ・区役所（福祉保健センター等）との連携交流や情報交換

<事業実施に当たっての横浜市のかかわり>

- ・年２回教育交流事業実行委員長会を実施
- ・各区内で実施される事業について助言

【幼・保・小連携推進地区事業】

<背景>

平成７年度より、幼稚園・保育所・小学校の教育連携課題について、共同で実践的に研究、開発をしていく「幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業」を実施してきた。この事業の成果を踏まえ幼・保・小連携の一層の充実を目指し、平成２０年度より新たに「幼・保・小連携推進地区事業」として実施する。

○幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業成果の例

- ・モデル事業を実施してきた地区での事業終了後も幼・保・小の交流・連携が深まっている。
- ・モデル地区での取組が、幼・保・小・中と広がり、中学校ブロックの３校の小学校も加わって研修会を実施するなど、地域に広がっている。幼・保・小・中持ち回りで研修会を企画して幼・保・小・中の教師、保育士が集まって研修するなど自主的に取り組み、地域ぐるみで子どもの育ちと学びをつないでいこうという気運が高まっている。
- ・指定を受けた小学校では１年生が大変落ち着いてきているとの教師の感想があった。園児が小学校生活を体験することで小学校への不安が、「あこがれ・安心・楽しみ」になっていったと考えられる。

< 目的 >

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、各施設が協働で連携教育に取り組み、その成果を区内の幼児教育及び小学校教育に反映させることを目的として実施している。

< 指定地域 >

平成20年度 18区中9区を対象として実施
(平成21年度は全区に拡充予定)

< 研究内容 >

- ・ 幼児、児童の成長、発達の一貫性に関すること
- ・ カリキュラムの一貫性に関すること
- ・ 教育内容、指導方法に関すること
- ・ 教材開発に関すること
- ・ 幼児、児童の交流活動に関すること
- ・ 教職員の連携に関すること
- ・ 地域、家庭との連携に関すること
- ・ その他、幼・保・小連携教育に関すること 等

4 成 果

【幼・保・小教育連携のネットワークの構築】

- 幼・保・小教育連携を進めるに当たっては、横浜市幼稚園協会、私立保育園園長会、公立保育園園長会、小学校長会への事業説明や研修の趣旨説明、担当者や参加者の依頼など行ってきた。横浜市は、幼・保・小の数が非常に多いので、実践に当たっては各区にある地区教育交流事業実行委員長会への働きかけも重要であると考え、各区を訪問したり、実践報告会での指導・助言なども行ってきたりした。この結果、各地区をまとまりとした連携が図られてきている。
- 横浜市私立幼稚園協会の前向きな姿勢と子どもの育ちと学びをつなぐ幼・保・小教育連携について理解を図りながら、連携・協働して取り組んでいる。私立幼稚園とは、年2回「園外研修実施協議会」を開催し、幼稚園新規採用教員研修も含め、その他の研修についても話し合いの場を設けて協議を行うことにより、教育委員会との連携が緊密になってきている。
- 幼稚園がすべて私立幼稚園であるという特性を生かして、幼児教育課がこども青少年局に移ったことで、保育所を管轄する保育運営課や各区のサービス課とも連携を図りやすくなり、幼・保・小教育連携についての理解が得られやすくなった。

【事業実施による各校・各園での保育・教育の充実】

- 14年間幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業を実施してきたことにより、研究指定終了後も連携が継続する中で地域全体を巻き込んで幼児・児童を育てていこうという意識が高まり、近隣の幼稚園・保育所・小学校・中学校へと広がっている。
- 幼児教育と小学校教育の接続という視点から、具体的にどのように接続をしていったらよいか関心が高まっている。今年度実施した「幼児教育と小学校教育に関する研修会」には、多くの保育士・教師・園長・校長が参加し、先進的な取組の事例や現在実践している地区の実践例、生活科のスタートカリキュラムの提案をもとに研修会を実施した。アンケートによると「自分の地域で取り組むことが見つかった。」「研修したことを職場にもどり、報告する中で具体的方策を考えたい。」など前向きな回答が多く、手ごたえを感じた研修会となった。

5 課 題

【地域による取組の差】

- 20数年前から幼・保・小連携に取り組んできており、約93.5%で交流・連携を実施

している。しかし、地域によってはなかなか交流・連携が図られない地域もあり、それらの地域に対して具体的取組の支援が必要である。交流が進んでいる地域でも、子ども観や教育観が十分共有化されていない面もあり、一層の充実が必要である。

【幼・保・小教育連携の一層の充実】

○横浜市では長い間、幼・保・小教育連携をしてきたが、子どもの育ちの変化や幼児教育の重要性、家庭との連携、教育要領・保育指針の改訂等すべてを含め、今日的課題を解決するために次の4点を平成21年度の課題として取り組んでいく予定である。

①横浜市の子どもの実態を把握、分析し、具体的な施策を考える。

- ・ 接続期の保育・教育を円滑に進めるために、就学前の教育（幼稚園・保育所等）と小学校の接続において実態調査を行い、何が課題なのかを明らかにする。
- ・ 幼・保・小の連携を推進していく中で、その課題解決のための具体的な方策を示していく。

②子どもの育ちと学びの連続性を確保するために、保育所と小学校をつなぐことは重要であることから保育所と小学校の何をどのようにつなげていくのかについて検討し、同時に、幼稚園教育との連動を考える。

③子どもの育ちと学びをつなぐために、教育観の共有化と指導の一貫性を図る。そのために接続を意識したカリキュラム開発を行っていく。

- ・ 5歳児後半から一年生の7月くらいまでを接続期としてとらえ保育・教育内容を考える。
- ・ 幼児教育と小学校教育の接続という視点への関心が高まる中、研修会や各区の交流事業の中で「接続」について具体的な取組が推進できるようにしていきたい。

④保護者・地域・関係機関との連携・協力

＜家庭への啓発＞

- ・ 区交流事業の中での保護者を対象とした講演会を継続実施し、参加者への呼びかけをしていく。
- ・ 保育所・幼稚園でも保護者に対しての様々な啓発活動の実施を促すとともに、活動に対する支援を行う。

＜区役所との一層の連携＞

- ・ 各区における教育交流事業・連携推進地区事業を実施するにあたり、保育所を管轄するサービス課、小学校を管轄する学校・連携支援担当課との連携は今後とも重要である。そのため、事業説明や協力依頼など引き続き行い、円滑な事業実施を目指す。

【大津市（滋賀県）】

1 地域の状況

- 保育所や私立幼稚園は通園区域が広範囲であることや設置目的、教育方針などの違いから小学校との連携は限られていた。人権教育をきっかけに、同じ校区の子どもたちを育てていく視点の共有化に向けて、校区内の教育機関が定期的集まるという研究体制が整い校種間連携の機会が増えているが実施状況は地域差がある。
- 先にあげたことをベースに、校区内の幼児教育に関わる機関と小学校が地域の特色を生かしてつながることが期待される。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：43（公立：34 私立：9）
保育所数：43（公立：15 私立：28）
小学校数：37（公立：37）

2 取組のねらい

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、双方の教育の質の向上をめざす。
- 幼児教育の成果が小学校教育につながるために教師間の相互理解を深める。

3 実践の展開

（1）連携の概要

- 子ども同士の交流活動を中心とした幼保小連携の実施
滋賀県では県内の多くの地域で幼稚園の5歳児と小学校5年生の交流（5・5交流）に取り組んでいる。このことを踏まえ、大津市では保育所も含め学校や園が、幼児にも教師にも最も効果的な交流の方法として、5・5交流がふさわしいと判断し、これを主軸に交流活動を行うようになった。
<内容>
 - ・5歳児と5年生の交流を軸に置き、次年度に向けて、入学への期待と最上級生としての自覚を育むことを目的として計画的に実施する。
 - ・子どもたちの交流や教師の出前授業を積極的に実施し、校種間の円滑な接続に努める。
 - ・教師と保育士の合同研修や授業保育公開を行い、互いの教育を理解し、指導力の向上や幼保小中の一貫性のある教育実践に向け連携強化を図る。
 - ・地域や保護者を巻き込んだ連携の在り方を探り理解推進を図る。
- 子ども同士の交流活動の推進のほか、教職員の研修等を通じて幼保小連携を推進している。

【概要】

	大津市	施設
子ども同士の交流活動	○大津市と各施設が連携して実施している。	
教職員の交流	○研修や研究会などを実施している。	○以下のような取組を実施している。 ①保育、授業の相互参観 ②合同研修会 ③出前授業や入り込み授業 ④連絡会の実施
その他	○校種間連携研究指定事業の実施	

（2）子ども同士の交流活動

- 大津市が、必要に応じて保育所所管課と連携しながら、各施設における交流活動の計画に対する助言や事業の推進についての相談に応じることにより、子ども同士の交流

活動の効果的な実施を図っている。

1) 対象

幼稚園・保育所の5歳児及び小学校5年生

2) 手続き（各施設で実施）

- ・各校園所の交流のねらいや育てたい子ども像に基づき担当者を中心に年間計画を立案する。
- ・交流前に幼児児童の状況について情報交換をしたり、教師のかかわり方について共通理解をするなどの協議をする。指導案を合同で作成することもある。
- ・事後には互いの子どもの姿や教師側の指導についての振り返りを行い、子どもの変容をとらえる。（時間の確保が困難な場合は交換ノートなどで対応する例もある。）
- ・随時「連携推進協議会」を開催し、交流の様子を公開したり成果を伝え意見交流をする。

3) 実施内容

- ・行事を通しての交流（運動会・音楽会・七夕集会の合同開催など）
- ・共通体験による交流（栽培活動・製作活動・運動遊び・正月遊びなど）
- ・日常的な生活交流（休み時間や給食での交流・保育、授業への参加）

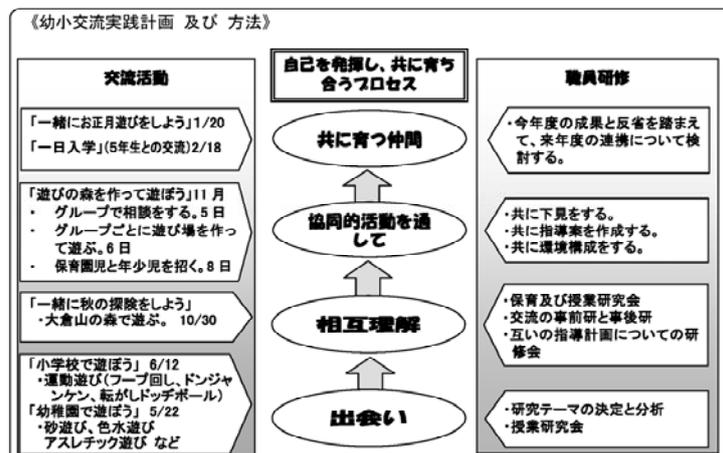
4) 配慮事項

- ・交流等の指導案作成は双方の教師が合同で行うことが大切である。指導法や指導形態、子どもの実態、発達などを理解して授業（保育）をする時期や内容を精選した上で実施することが望ましい。
- ・交流の充実やゆとりある指導のために、教師、保育士間で、事前に子どもの育ちや興味関心、動きを予想して事業内容の精選をすることと、事後には子どもの変化や学びについて確認しあうことが必要である。
- ・隣接する公立幼稚園と小学校は、教師間の意識化と子どもの状態に合わせ、休み時間を利用するなどして日常的な交流を活発に行うことができ、その効果も得やすいが、公・私立保育所、私立幼稚園については地理的条件から、互いが行き来する機会をかなり意図的・計画的につくる必要がある。
- ・小学校との交流の意義を深めるために、まずは幼稚園及び保育所の園児が互いに喜んで交流できるよう、例えば普段から共通の曲で歌ったり踊ったりするなど予め計画して、日常的な交流は困難であっても出会いを楽しみにしたり気持ちのつながりをもって過ごせる工夫が大切である。

5) 平成20年度の取組例

A校区：公立保育所と幼稚園・小学校が小規模であるという実態を生かし、共に育ち合う交流のプロセスを4期に分けてとらえ、指導方法の工夫や子どもの理解が進むようにした。

A校区の交流のプロセス



（３）教職員の交流

○幼児教育ゼミナールの実施や幼年期教育部会の設置とともに、各施設においても積極的に交流するように促している。

【幼児教育ゼミナール】

幼児教育の今日的課題について講演会や分科会を設定し一日の日程で研修する。年１回開催している。

１）対象

公私立幼稚園、小学校、公私立保育所（公立幼稚園は悉皆研修）

平成２０年度実績	２５０名	
公立幼稚園	・ ２２７	私立幼稚園
公立保育所	・ ７	私立保育所
小学校	・ ７	・ ３

２）手続き

市教委が研修案内の送付から参加の取りまとめまですべてを行う。

３）実施内容

分科会はその時期の課題（例えば幼小連携や子育て支援など）を中心に４～５分科会を市教委から提案し、各幼稚園から募った委員により構成された実行委員会で協議して決定している。

【幼年期教育部会】

大津市教育研究所が主催する自主参加の研究会であり、市内の公立保育所から幼稚園、小学校の教師が一同に集える共通部会である。特に公立保育所にとって小学校への接続を考える貴重な機会となっている。

１）対象

公私立幼稚園、小学校、公私立保育所

２）手続き

事務的な手続きはすべて大津市教育研究所が行う。年度初めに参加希望をとり、部会長や推進委員など部会の運営組織から研究内容まで部会員全員で決定する。

３）実施内容

テーマに基づき事例研究をしたり、必要に応じて公開講座形式で部会員以外の参加を募ったり、保育や授業公開をして校種を越えて学び合っている。

【施設間での交流の促進】

各施設における教職員の交流を促進している。

①保育、授業の相互参観

<例>

- ・ 小学校に進学した幼児の指導をつなぐための参観と協議会（進学した学校から該当保育所・幼稚園に案内が送付される。）
- ・ 互いの校内研究や園内研究に参加
- ・ 小学校の校内研究部会に幼稚園教諭も一部員として参加（互いの研究テーマの摺り合わせや研究会の日程調整をして参加しやすい体制をつくる。）

②合同研修会（講師招聘・子どもの実態交流など）

- ・夏季休業中など比較的時間の確保がしやすい時期に合同研修会を行う。講師招聘のための費用は、実施する校園の申請により大津市教育委員会の幼小連携事業の研究指定や校園内研修に係る予算から支出している。
- ③出前授業や入り込み授業（保育）
 - ・交流計画の内容と幼児児童の状況に応じて、小学校の教師が幼稚園や保育所で保育の一部に参加したり、幼稚園の教師が小学校の授業の一部に参加したりする。
- ④個々の子どもの指導や発達の接続を図るための連絡会
 - ・特に小学校への進学を意識して、幼児の指導をつなぐために互いの保育や授業を公開し、その後協議をする。

○教職員の交流における配慮事項は以下のとおりである。

【大津市】

- ・市主催の研修会を、公立幼稚園、公立保育所が合同で行ったり、幼稚園教師対象の研修会に、公・私立保育所、私立幼稚園・小中学校に向け参加を周知したりするなどして研修機会の拡大や開催方法の工夫をする。参加の周知は、校園長会での伝達や文書・メール送信による。

【施設間】

- ・研修時間や時期の設定は校種により保育時間や授業時間の違いがあるため、自助努力もしつつ互いの立場を理解して歩み寄ることが必要である。特に、保育を交えての研修に当たっては、例えば午後4時頃からの開催や夏季休業中など、比較的園児が少ない時間や時期に設定するなど、保育士が参加しやすいよう配慮を要する。

（４）その他

「開かれた学校園づくり推進校園(校種間連携・接続の改善)」事業を実施している。

①趣旨

幼稚園教育では、幼児の主体的な生活が展開され、義務教育及びその後の教育の基礎が培われている。このような幼稚園における教育の成果が、小学校につながっていくことが大切であることから、教師が、幼児と児童の実態や指導のあり方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、幼稚園教育と小学校教育の連携の強化を図ることを目的としている。

②研究の観点

- ・子どもの発達や学びを連続的に捉えると共に、一人一人の指導の継続性を図るために教師間の相互理解を深める
- ・互いの子どもの心を育む幼児児童の交流
- ・地域や保護者への理解推進と連携のあり方

③指定地域数

平成20年度指定数 5地域

④その他

- ・大津市教育委員会において計画書と報告書の提出を求めるとともに、研究実施のための予算（補助金）交付と年一回の指導訪問を行っている。
- ・校区内の校園の主体性と必要性により協議会を設置している。

※B学校区幼小連携推進協議会の構成の例（校区に公立保育所なし）

- ・B小学校長・B幼稚園長（公立・隣接）
- ・私立保育所長（B小学校区内）・青少年学区民会議会長
- ・民生、児童委員協議会会長・老人クラブ会長・主任児童委員
（地域関係者も協議会の委員に加入しているのが特徴）

4 成 果

【園児】

- 少し年齢に開きのある5年生との交流だからこそ、幼児は思いを十分に聞いてもらうというかわりがあり、その安心感や温かい人間関係から小学校への親しみや憧れをもって入学を迎えることができた。
- 物怖じせずに人とかわったり、交流での体験が刺激となって遊びを工夫するなど、生活や遊びが豊かになった。
- 話を聞く態度や理解力、行動力の広がりが見られた。

【児童】

- 相手と折り合いをつける気遣いや自己をコントロールする力が育った。
- 話を聞く態度や理解力、行動力の発揮や広がりにつながった。
- 自分が幼児のモデルとなることを意識することで、小学生にルールを守るなどの集団における規範意識の育ちが見られた。
- 幼児の姿に接して自分自身の成長を実感したり、自分の未来に思いを馳せたりするなど自己認識を深めるきっかけになった。

【教師や保育士】

《共通の成果》

- 地域で育てたい子ども像について具体的な子どもの姿から共通理解できるようになった。また子どもの育ちを連続してとらえ、それぞれの立場で課題を確認できた。
- 校種が交わって子どもの見方や互いの指導計画、環境のあり方を学ぶことで互いのよさや目指しているもの、指導法の違いなどについて理解が進んだ。
- 教師や保育士同士の顔見知りが増え、肩の力を抜いた情報交換ができるようになった。

《幼稚園・保育所》

- 事業を実施した幼稚園や保育所では、日々の遊びを充実させ、様々な体験を通じて達成感や自信をもたせること、基礎基本の力を確かに身につけさせること、少し困難なことでも自分の力で乗り越えられる体力やたくましさを育てることの大切さについて共通理解できた。
- 事前事後の協議内容や交流の成果を織り込んだ指導計画を立てたり指導にあたることで、幼稚園や保育所での学びが小学校の学びにどのようなようにつながっているかを再確認できた。
- 小学校教師の端的な話し方や指示の仕方などは5歳児の指導に際して参考になり、指導法を再考するきっかけになった。

《小学校》

- 幼稚園の環境の意味や日々のねらいの持ち方について理解が深まった。
- 発達段階に合わせたきめ細かな指導法や話し方を学んだ。
- 特に5歳児について、協同する姿や規範意識の育ちなどの面から発達の姿を具体的に捉えることができ、認識を改めることができた。
- 保育所、幼稚園で身につけた力を授業や生活の中でどのように教育計画に位置づけるのかあらたな意識化につながった。

《その他》

- 保護者から、小学校への入学時の不安が和らぐことや異年齢のかわりが乏しい我が子には貴重な経験であるなどの声があった。

5 課 題

- 幼稚園、保育所、小学校それぞれの勤務形態や保育時間等の関係から合同の研修時間を定期的、継続的に確保することが難しかった。
- 保育所は職員も多く、その勤務体系も多様化しており、事業の意義の浸透や成果の積み上げ、拡充には課題がある。特に、施設の役割や資格の違いから研究組織の機

能や内容の積み上げに苦慮している実態があり、協議会などの機会の確保と丁寧な情報の伝達、確認が必要である。

- 小学校では担当教師や一部の教師の力によって事業が支えられているという傾向もあり事業の成果が積み上がりにくい。
- 人事異動も含め、連携の状況が変わることのないよう組織的な連携を図る必要がある。
- 実践や成果について様々な情報発信を積極的に進め、地域や保護者を巻きこんで、相互の教育効果を高めることが求められている。
- 子どもの発達や学びを見取る目を磨くためにそれぞれの専門性を高めるとともに、子どもの実態や地域性に応じた視点をもって事業の継続を図りたい。
- 大津市教育研究所主催の「幼年期教育部会」は自主参加ではあるが、全市的に幼保小連携を捉えることができる組織であり、校種を越えて子どもを中心にした話し合いがされてきた経緯があり、このことを本事業にももっと反映できれば良いと考える。
- 実質的な事業の推進役である小学校教務主任や幼稚園、保育所の担当者が一緒に意見交流する機会を設けるなど、行政側のさらなる支援も必要である。

【北九州市（福岡県）及び中井小学校区】

1 地域の状況

- 本市の幼稚園・保育所・小学校では、小学校入学時における引継ぎを目的に、教師間の連絡会等を行っている。また、幼児・児童の交流活動についても、積極的な交流が広がっている。
- しかし、交流活動の教育課程への位置づけが不明確であり、互いの教育や保育のねらいを意識した上での交流内容にはつながらないことも多い。今後、幼児の発達や学びの連続性を、教師・保育士が相互に理解し、連携の質を高めていく必要がある。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数	： 1 0 3	（公立	： 8	私立	： 9 5	）	
保育所数	： 1 5 7	（公立	： 3 2	私立	： 1 2 5	）	
小学校数	： 1 3 4	（公立	： 1 3 0	私立	： 3	国立	： 1

2 取組のねらい

- 連携の質的向上と市全体への拡充
子どもの発達や学びの連続性を踏まえた計画的な指導や交流活動など、より効果的で質の高い連携のあり方について、実践校区（市内3校区）において実践研究を行う。さらに、この成果を普及することにより、市全体での連携の質的向上を図っていくこととしている。

北九州市における取組

1 実践の展開

実践研究を行い、その成果を普及することを中心に幼保小連携の推進を図っている。

＜連携の概要＞

①目的

近年、急激な少子高齢化や都市化の進展、核家族化など社会状況が大きく様変わりし、地域における連帯感や家族のつながりが希薄化している。また、地域においても異世代・異年齢の交流が不足している現状にある。このような生活環境の変化により、乳幼児期から小学校卒業までの子どもたちの成長過程におけるさまざまな課題が生じている。

こうした社会的背景の中で、本市では幼稚園・保育所の保育環境から小学校の学習環境への円滑な移行や、異年齢児との交流などにより子どもの社会性の醸成を図るとともに、幼保小関係職員の資質向上を図り、幼児・児童の健全育成を推進することを目的とし、「幼保小連携事業」を実施する。

②内容

- 平成17・18年度に3つのモデル校区において幼保小連携の実践に取り組んだ。
- 学識経験者・実務者・市民代表・行政関係者で構成された「幼保小連絡推進会議」を設置し、モデル校区での取組の検証及び保護者・幼稚園・保育所・小学校へのアンケート調査を通して今後の連携のあり方や課題等についての検証を行った。
- 平成19年3月に「幼保小連絡推進会議」において報告がとりまとめられ、今後の本市の幼保小連携に求められるものとして次の点などが示されるとともに、行政においては、引き続き連携の質的向上と量的な拡充を図るため継続的な取組が求められた。
 - ・連携を進める上で、各施設のキーパーソンの役割を明確にすること
 - ・幼児、児童の発達や特性を踏まえ、各施設で共通した理解や認識を深めていくこと
 - ・連携を踏まえた指導計画の策定に努めること

- ・保護者に対して発信する情報の内容・方法を検討すること
- ・特に、移行期の教育・保育については、保育活動や指導方法等について、密に連絡を取りながら活動内容を精査しあう必要があること
- 平成19・20年度は、平成17・18年度に幼保小連携に取り組んだ3校区を実践校区として引き続き指定し、「幼保小連携推進会議」の最終報告を踏まえた実践研究を実施している。
- 各校区での個別の取組ではなく、実践校区各施設の代表と行政による「幼保小実践校区連絡会」を設置し、より効果的な実践研究の進め方についての協議や、連絡調整を行いながら取組を進めている。
- 実践校区では、連携や交流活動について幼保小の三者が共通のねらいや目的を明確にするため、以下の3点を踏まえた取組がなされている。
 - ・連携の目的を明確にするために各校区の特色や課題等を踏まえた研究テーマを設定
 - 松ヶ江南小学校区 「学びの基盤となる聞く力をはぐくむ」
 - 中井小学校区 「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」
 - 黒崎中央小学校区 「社会生活の基盤となる自己肯定感をはぐくむ」
- ・発達や学びの連続性の共通理解
 - 小学校入学前後の「接続期」においては、幼児・児童の発達や学びの連続性を重視した指導が必要である。そこで、各実践校区では研究テーマを踏まえながら、就学前に育成する重点指導内容とその成果を受けて小学校入学後に育成する重点指導内容を幼保小それぞれから出し合い、幼保小が互いに「接続期」を意識しながら教育（保育）活動に取り組むようにしている。
- ・交流活動の教育（保育）課程・指導計画における位置付けの明確化
 - 子ども同士の交流活動については、年間計画を作成するとともに、幼保小それぞれの教育（保育）課程、指導計画に明確に位置付けることで、幼保小それぞれの教育・保育の独自性を大切にしながら、互いに交流活動のねらいや内容が明確になるようにしている。

③今後の取組

平成19・20年度における実践校区での実践的な研究を受け、平成21年度から全小学校区へその成果の普及を図る。

<研究成果の普及>

以下の取組を通じて研究成果を周知し、全市的に幼保小連携の推進を図っている。

- 実践校区合同の職員研修会を開催し、実践校区以外の幼稚園・保育所・小学校に対し参加を促す（平成19年度）。
- 市内の全幼稚園・保育所・小学校を対象とした「幼保小連携フォーラム」を開催し、この中で、各実践校区における実践研究内容について、幼稚園・保育所・小学校のそれぞれの立場から成果や今後の課題について発表を行う（平成20年度）。
- 研究成果をまとめた冊子を市内の全幼稚園・保育所・小学校へ配布する（平成20年度）。

2 成 果

- 交流活動や職員交流等の計画的な取組や、指導計画への位置付けの明確化、指導内容の相互理解等を推進したことにより、幼保小の三者それぞれの教育・保育の独自性を大切にしながら、互いに連携のねらいや内容が明確になり、教師・保育士の相互理解と取組の質的な向上を図ることができた。

3 課 題

- 実践校区での成果を全市的に拡充していくために、連携の実態把握を行いながら今後とも継続的に普及・啓発に取り組んでいく予定である。

中井小学校区における取組

1 実践の展開

- 北九州市から実践校区の指定を受け、「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」ことを幼保小の共通の視点として連携に取り組んでいる。
- 幼保小連携の実施に当たり、子ども同士の交流や教職員の交流等を個別にとらえるのではなく全体としてとらえ、年間計画を作成している。

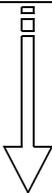
<研究テーマ> 学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
幼児・児童間交流	幼稚園	年中		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(保)<小学校>						【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(保)<小学校>		【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(小5)<幼稚園>		
		年長		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(保)<小学校>	【交流2】お泊り保育(保)<森の家> 【交流3】サツマイモを育てよう(保・小)<小学校>	【交流4】フール遊び(保・小5)<小学校>			【交流6】クリーンクレンジング(保・小2)<中井校区> 【交流9】サツマイモを収穫しよう(保・小1)<小学校> 【交流7】学習発表会を見に行こう(保)<小学校>	【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(保)<小学校>	【交流9】「なかよし給食」(保・小5)<小学校>	【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(小5)<幼稚園> 【交流11】「小学校でなかよし」(保・小1)<小学校> 【交流12】「ドッジボール・給食交流会」(保)<保育園>		
	保育所(園)	年中		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(幼)<小学校>							【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(幼・小)<小学校>		【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(幼・小5)<保育園>	
		年長		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(幼)<小学校>	【交流2】お泊り保育(保)<森の家> 【交流3】サツマイモを育てよう(幼・小)<小学校>	【交流4】フール遊び(幼・小5)<小学校>			【交流6】クリーンクレンジング(幼・小2)<中井校区> 【交流9】サツマイモを収穫しよう(幼・小1)<小学校> 【交流7】学習発表会を見に行こう(幼)<小学校>	【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(幼・小)<小学校>	【交流9】「なかよし給食」(幼・小5)<小学校>	【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(幼・小1)<幼稚園> 【交流11】「小学校でなかよし」(幼・小1)<幼稚園> 【交流12】「ドッジボール・給食交流会」(幼)<保育園>		
	小学校	一年生			【交流3】生活科「野菜を育てよう」(幼・保)<小学校>					【交流5】年法科「野菜を育てよう」(幼・保)<小学校>			【交流11】年法科「前一年となかよし」(保・幼)<小学校>	
二年生								【交流5】生活科「クリーンクレンジング」(保・幼)<中井校区>						
五年生					【交流4】学校献金「水泳」(幼・保)<小学校>						【交流9】特別活動「なかよし給食」(保・幼)<小学校>	【交流10】協力的な学習の時間「保育士にチャレンジ」(幼・保)<幼稚園>		
職員間交流	年間計画審議、給食・掃除の様子を参観、中井小授業参観	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 中井小体育会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 1年生運動会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 1年生一学期の生活を振り返って(職員研修)	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 1年生一学期の生活を振り返って(職員研修)	元沢寺第二保育園運動会		元沢寺中井幼稚園運動会 交流活動事前打ち合わせ 反省会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 職員合同研修会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 園分交流	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 幼稚園・保育園作品展	新入学生定児童連絡会 年間活動反省会	
地域・家庭への働きかけ		幼稚園小だより発行		幼稚園小だより発行 中井サマーフェスティバル		敬老会参加		幼稚園小だより発行 中井校区文化祭への参加	幼稚園小だより発行 中井校区アンビュラス講演会		幼稚園小だより発行		幼稚園小だより発行	

(1) 子ども同士の交流活動

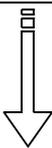
- 子ども同士の交流活動の実施に当たっては、実践校区（3校区）は次の手順に沿って行っている。

① 幼保小の教育（保育）課程・指導計画の検討



- ・幼保小の三者が教育（保育）課程、指導計画を持ち寄り、交流活動の実施内容やねらい等について協議を行う。
- ・その際に、教科等での授業時数等の制約が強い小学校の教育課程に、幼稚園・保育所が柔軟に対応しながら調整を行い、それぞれの教育（保育）課程・指導計画における交流活動の位置付けを明確にする。

② 年間計画の作成



- ・交流活動を計画的に行うため、幼保小連携年間計画を作成する。
- ・また、この年間計画書では、幼児・児童間の交流計画だけでなく、職員間交流や地域・家庭への働きかけに関する計画も併せて記載するようにしている。

③ 交流活動の実施

個々の交流活動は、以下の手順に沿って実施している。

ア. 事前打ち合わせ

↓ 交流活動での配慮事項等について事前打ち合わせを行う。

イ. 指導案の作成

事前の打ち合わせ事項をもとに、幼保小のそれぞれで指導案を作成す

↓
るとともに、この指導案を共有することで指導内容について相互理解を図る。

ウ.実施後の評価・反省・考察

幼保小が互いに実践記録を持ち寄り、交流活動後の幼児・児童の様子や教師・保育士のかかわり等についての評価や反省・考察等を行う。

○家庭や地域の理解や協力が重要であることから、交流活動の実施状況等について定期的に「幼保小だより」を発行している。

<活動事例 サツマイモを育てよう 平成20年6月>

<ねらい>

(小学校1年) ○植物の成長の様子に関心をもち、生命の大切さに気付く。

○幼稚園・保育所の年長児と共に活動することを楽しむ。

(教科) 生活科

(幼稚園年長) ○友だちと一緒に活動する楽しさを味わう。

○自然事象に親しみ、その性質や変化に関心をもつ。

(保育所年長) ○友だちと協力する気持ちや一緒に活動する楽しさを味わう。

○自然事象の性質や変化、不思議さ等に関心をもつ。

<内容>

幼稚園・保育所年長児、小学校1年生がグループになり、協力しながらサツマイモの苗を植え、育てていく。

<配慮事項>

○安全面については、教職員間も含め、子どもに対して事前に活動の概要を図で示し、危険な点等を一緒に確認し、実施した。

○互いの子どもの様子について情報交換を行うとともに、教師・保育士の役割、時間配分、教材・遊具等の準備などについて事前の打ち合わせにより確認を行った。

<幼児児童の姿と評価・反省・考察>

○グループを構成することによって、活動を通して交流が深まり、児童は幼児に対して責任感や思いやりの心をもって接することができた。幼児は小学校での活動に対して興味を示し、集中力をもって行動することができた。

(2) 教職員の交流

○子ども同士の交流活動の実施に伴う、事前の打ち合わせと事後の反省会の他、授業参観や合同研修会を実施している。

<活動事例 授業参観と意見交換会>

<目的> 基本的な生活習慣の確立をめざして校種間の交流を行う。

<内容> 小学校における給食や清掃の様子を参観する。

<工夫した点>

○入学後の児童の実態把握の場を設定した。

給食や清掃活動の初日の様子について、給食当番活動の様子や準備中の様子、食事の様子などを幼稚園教師と保育士が参観した。参観後、気付いたことや課題として感じたことについて意見交換を行った。

<相互理解した点>

○校種間での相違点や共通点を確認し、基本的な生活習慣を共通理解して育てていかなければならない点

(校種間での相違点の例) トイレの便器の様式

家庭の便器は洋式が多いが、学校のトイレは和式であるため児童には抵抗がある。そこで、幼稚園や保育所に和式便器の体験をお願いした。

(校種間での共通点の例) 片付けや廊下歩行等

作業の後は片付けを行う、廊下等は並んで歩く、教室では静かに待つな

ど集団生活のきまりや基本的な生活習慣は、幼稚園等でも発達に応じて指導している。小学校教師は小学校からのスタートのように考えがちであるが、このことを踏まえた指導の工夫を行うことが大切である。

（3）課程編成・指導方法の工夫

研究テーマ（「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」）を踏まえ、食事・睡眠・排泄・コミュニケーション能力等の観点から、小学校入学前後の接続期において幼保小が重点指導を行なう内容について出し合い、教師・保育士の共通理解のもと指導に取り組むようにしている。そして、接続期を意識しながら、それぞれの幼稚園・保育所・小学校において教育活動の見直しを図るようにしている。

2 成 果

- 幼保小連携だよりや学校だより、保護者や地域への発信等で、連携についてのねらいや具体的な取組等について積極的に情報発信することができ、保護者や地域の理解や協力を得る体制を確立することができた。
- 幼稚園・保育所・小学校の教師や保育士が、交流活動でのねらいを意識し合った中で、子どもの様子を伝え合うことにより、いっそう園児や児童への理解が深まった。特に、基本的な生活習慣を身に付けていく上での三者の相互理解の大切さに気付くことができた。また、活動の中で、子どもが変容していく姿を確認することで、連携の必要性を再認識することができた。

3 課 題

- 研修会や交流活動の時間確保が難しいため、子どもの発達の段階や幼稚園・保育所・小学校それぞれの教育課程等についての相互理解を深めていくための場をさらに工夫していく必要がある。
- 基本的な生活習慣を確立するためには保護者の協力と個別の支援が必要となる。そのためにも生活実態を把握する必要があるため、幼保小が連携して実態調査を行う必要がある。